

登別市病児保育事業業務委託 仕様書

本仕様書は、登別市病児保育事業業務委託に必要な事項を定めるものである。
なお、仕様書の内容については、受注者からの提案等を踏まえ、内容を変更する
場合がある。

1 業務目的

本業務は、児童が病気やけがで、集団保育等が困難な期間において、その児童を一時的に預かることにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業類型

児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業のうち、「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号）に定める病児対応型及び病後児対応型を推奨するが、どちらか一方の事業類型とする提案を妨げない。

3 実施地域

登別市内

4 実施場所

病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設とし、受注者により準備すること。

5 利用定員

病児対応型3人、病後児対応型3人を推奨するが、どちらか一方の事業類型を実施する場合は6人を推奨する。

6 履行期間

令和9年度（事業開始日については、発注者と受注者の協議による）。

令和10年度以降の契約については、発注者と受注者との間で随意契約に係る協議を実施し、予算の成立をもって決定するものとする。

7 業務内容

(1) 保育業務

- ア 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準拠した保育を行うこと。
- イ 児童の体調に合わせた保育内容とすること。
- ウ 体温の管理等、児童の健康状態を的確に把握し、症状に応じて安静を保てるように処遇すること。
- エ 児童の転倒や衝突、接触などによる事故を防止するため、備品やおもちゃ等の配置や使用方法を日常的に点検すること。危険性のある部分の把握を行い、必要な措置を講ずること。
- オ 受注者は業務の実施に当たり、善良なる管理者として注意を払うとともに、関係法令に基づき、発注者の指示に誠意をもって対応すること。

(2) 食事の提供

児童が病中であることを考慮して、十分な水分補給と必要な栄養補給のために、適切な食事の提供に努めること。特に配慮を要する児童（アレルギー等）の食事についても適切に対応すること。

なお、食事の提供は、受注者が運営する施設等で調理された給食を外部搬送により提供することを妨げない。ただし、その場合においても上述の内容に十分配慮した食事の提供でなければならない。

(3) 施設利用申込の受付（利用登録、利用の予約、利用の申込み）

利用児童の保護者から、利用申込書とあわせて、かかりつけ医等からの診療情報提供書（医師連絡票）の提出を受けること。

(4) 利用の中止

次の事項に該当するときは、利用を中止することができる。受注者が下記の事由を発見した場合は、遅延なく発注者に報告すること。

- ア 児童の症状が変化し、実施施設において対応が不可能となったとき
- イ 虚偽又は不正の方法により利用の決定を受けたとき
- ウ 児童又は保護者が利用上のルールに従わないとき

(5) 当日キャンセル対応

(6) 当日キャンセルの抑制

(7) 利用料等の徴収

(8) 月次報告等

8 業務に必要な人員

業務に必要な人員は次の各号すべてを満たすこと。

- (1) 看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）
事業類型ごとに1人以上（利用児童おおむね10人につき1人以上）
- (2) 保育士
事業類型ごとに1人以上（利用児童3人につき1人以上）
- (3) 利用者数に関わらず、開所時間中は看護師等及び保育士は各1人以上常駐すること。ただし、利用児童がいない時間帯において利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、その限りではない。
- (4) 業務責任者を配置し開所時間中に常駐することを原則とする。ただし、(1)及び(2)の職員と兼務を妨げない。また、開所時間帯に利用者がいない場合、業務責任者と連絡が取れる状況であれば常駐についてはこの限りではない。

9 業務管理体制

病児保育業務の運営管理を適切、かつ、円滑に実施するため、業務の実施に当たっては次の各号の内容を実施すること。

(1) 報告及び記録管理

ア 報告及び記録管理

発注者が指定する業務に必要な書類を備え、記録、管理を行い、発注者が指定する日に提出することとし、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

イ 安全管理等

(ア) 災害、非常時、侵入者や不審者対策、苦情対応に関するマニュアルを作成し施設に備えること。また、マニュアルに基づき避難計画等を策定し、訓練を実施すること。

(イ) 事故が発生しないように対策を講じるとともに、万が一発生した場合は速やかに発注者に報告するとともに、誠意をもって対応すること。

10 利用料等

受注者は、病児保育事業を利用する児童の保護者から、利用料として次に定める額を徴収するものとする。

また、受注者は事業実施に必要な経費の一部として、事業の利用に際し要した医療費、移送費、食費等の実費を保護者から徴収することができる。

利用者	利用料
登別市内に住所を有する児童	1, 500円／日
登別市外に住所を有する児童（登別市内の事業所等で保護者が就労している場合に限る）	2, 500円／日

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方が協議の上決定する。